

違反建築防止週間 10月11日～10月17日

違反なくして
住みよい街づくり

今年も違反建築防止週間が、10月11日から始まります。期間は、10月17日までです。この運動は、建設省の指導のもとに全国一斉に行われるもので、違反建築をなくし、住みよい街づくりを進めるとともに建築物の安全性を確保しようとするものです。

当区でもこの運動の一環として、ヤマトでおこないます。

福祉手当が増額に!!

区では、六十五歳以上のねたきり老人（過去六ヶ月以上）に月額五千円の福祉手当を支給しております（四・八・十二月の三回）。この手当額が、本年十月分から月額七千五百円に増額されました。

まだこの制度を存知ない方や、次の要件にあつてはまる場合は申請してください。

◇老人福祉センターから
○申込みは10月1日からです
△問合わせー945896
○申込書類提出期限ー10月1日～9月

☆老人大学のお知らせ
○申込みは10月末～11月末に第3回老人大学を10回にわたりて開きます。
内容は、家族制度の移り変わり、老後の生活に必要な法律知識等です。

○申込みは10月24日～11月5日
○申込書類提出期限ー10月25日～11月
○申込みは10月28日～11月5日
○申込書類提出期限ー10月30日～11月

☆高松ことぶきの家から
○申込みは10月1日～11月1日
△問合わせー945896
○申込書類提出期限ー10月1日～9月

☆レクリエーション体操教室
○申込みは10月1日～10月30日
△問合わせー945896
○申込書類提出期限ー10月1日～9月

☆池袋ことぶきの家から
○申込みは10月1日～10月30日
△問合わせー945896
○申込書類提出期限ー10月1日～9月

首都高速5号線

自動車公害

区では高速5号線付近における自動車排出ガスや騒音による影響を昨年十月に調査しました。区内の高速道路は総計が谷一丁目から池袋四丁目までの区の中心部を約3kmにわたって貫通しており、特に夜間の騒音に関して付近住民への影響が大きくなっています。老人福祉手当認定申請書を提出してください。申請者は老人福祉センターへお問い合わせ下さい。

☆過去六ヶ月以上ねたきりの状態で、今後なお継続するとの認められた方（入居の場合も含む）

☆所得制限はありません

☆老人福祉手当認定申請書を提出してください。申請者は老人福祉センターへお問い合わせ下さい。

この測定結果により、区では騒音を下げるため

測定期間	マイク位置 (地上か車の高さ)	騒音レベル(中央値)			測定期間	測定期間
		朝	昼間	夕		
都心北池袋アパート	2.0m(1階)	71	73	71	67	75
	11.5m(4階)	74	75	72	69	80
	22.5m(8階)	75	74	72	69	75
	33.5m(12階)	74	74	72	69	65
池袋病院	2.0m(1階)	69	72	69	75	65
	15.0m(5階)	75	76	73	71	65
	22.3m(屋上)	74	74	71	69	65

注) 1. 測定期間はすべて環境基準を越えている。
2. ○印は要請基準を越えたものである。

[※ この公害測定調査の結果については、引きつき Siriーズでお知らせする予定です。]

やがてたと見られます。

次に問題があがですが、別表のよう五段階の中間値の平均でみると、ほとんどの測定点で違反建築をなくし、住みよい街づくりを進めると同時に建築物の安全性を確保しようとするものです。

この運動は、建設省の指導のもとに全國一斉に行われるもので、違反建築をなくし、住みよい街づくりを進めると同時に建築物の安全性を確保しようとするものです。

今年も違反建築防止週間が、10月11日から始まります。期間は、10月17日までです。この運動は、建設省の指導のもとに全国一斉に行われるもので、違反建築をなくし、住みよい街づくりを進めると同時に建築物の安全性を確保しようとするものです。

今年も違反建築防止週間が、10月11日から始まります。期間は、10月17日までです。この運動は、建設省の指導のもとに全国一斉に行われるもので、違反建築をなくし、住みよい街づくりを進めると同時に建築物の安全性を確保しようとするものです。

今年も違反建築防止週間が、10月11日から始まります。期間は、10月17日までです。この運動は、建設省の指導のもとに全国一斉に行われるもので、違反建築をなくし、住みよい街づくりを進めると同時に建築物の安全性を確保しようとするものです。

今年も違反建築防止週間が、10月11日から始まります。期間は、10月17日までです。この運動は、建設省の指導のもとに全国一斉に行われるもので、違反建築をなくし、住みよい街づくりを進めると同時に建築物の安全性を確保しようとするものです。

今年も違反建築防止週間が、10月11日から始まります。期間は、10月17日までです。この運動は、建設省の指導のもとに全国一斉に行われるもので、違反建築をなくし、住みよい街づくりを進めると同時に建築物の安全性を確保しようとするものです。

今年も違反建築防止週間が、10月11日から始まります。期間は、10月17日までです。この運動は、建設省の指導のもとに全国一斉に行われるもので、違反建築をなくし、住みよい街づくりを進めると同時に建築物の安全性を確保しようとするものです。

